

手続きの注意事項

- 本人が来庁することが困難な場合、代理の人でも交付します
- バスカード・イコカカードを紛失した場合は、本人確認ができる書類と、再発行手数料 500 円が必要です

新規・今まで何も受け取っていない人^①

次の書類をご用意のうえ、各交付内容の日時・場所にお越しください。

- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、年金手帳、各障害者手帳）
- ※顔写真付きの公的証明書でない場合、2 点必要
- ※令和 7 年度中に対象となる人は、誕生日を迎えていなくても交付ができます。

こんなサービスも /

福祉タクシー利用券

町指定の事業者が運行するタクシーの優待券を交付します。

対象者

- ①身体障害者手帳 1 級～3 級所持者
- ②奈良県療育手帳 A（A1・A2）の認定者
- ③ 65 歳以上の要介護 2 以上の認定を受けた在宅の人

補助額

- 利用券 1 枚 400 円を 40 枚 合計 16,000 円分
- 乗車 1 回につき乗車料金を上回らない範囲内で複数枚利用可

交付

- ▶日時: 3 月 21 日(金)～(土日祝除く 9 時～16 時)
- ▶場所: 役場 1 階 福祉介護課 窓口

持参物

- ①身体障害者手帳②奈良県療育手帳
- ③介護保険被保険者証
- ※現在お持ちの福祉タクシー利用券は、4 月からは使えませんので、ご持参ください



バスカード

町内の路線の範囲内【笠町：バス停（三郷町）含む】を乗車できるバスカードや、自己負担なしで利用できるバス定期券等（下記対象者のみ）を交付します。

補助額

利用 1 回につき 100 円の利用者負担で乗車可能

対象者

【バスカード（利用 1 回につき 100 円負担）】

昭和 26 年 4 月 1 日以前の生まれの人

【免許返納者バスカード（自己負担なし）】

昭和 31 年 4 月 1 日以前の生まれの人で、運転経歴証明書の交付を受けた人

- 70～74 歳の人…75 歳になる年度まで有効

- 75 歳以上の人…申請年度限り有効

※車以外にバイクの運転経歴証明書も対象

【バス定期券（自己負担なし）】※年齢制限なし

- 身体障害者手帳 1 級～4 級所持者 ●奈良県療育手帳所持者

- 精神障害者保健福祉手帳所持者

交付

- ▶日時: 3 月 21 日(金)～25 日(水) 9:00～16:00（土日祝を除く）

- ▶場所: やわらぎ会館 3 階 研修室

※上記で手続きができない人は、3 月 26 日(水)以降、役場 1 階福祉介護課 窓口で受付（土日祝を除く）

持参物

【更新の人】

- やわらぎの手帳

- 令和 6 年度バスカードまたはバス定期券

- 各障害者手帳（バス定期券の場合）

- 運転経歴証明書（免許返納者バスカードの場合）

【免許返納者バスカード・バス定期券を選択する人】

- 本人確認ができる書類（運転免許証、加入保険証等）

- 各障害者手帳（バス定期券の場合）

- 運転経歴証明書（免許返納者バスカードの場合）

【タクシー・イコカから変更の人】

- やわらぎの手帳

- 令和 6 年度タクシー優待券またはイコカカード

- 各障害者手帳（バス定期券の場合）

- 運転経歴証明書（免許返納者バスカードの場合）

注意事項

※年度途中での変更は【バスカードからバス定期券】、または【バスカードから免許返納者バスカード】以外はできません



イコカカード

J R 西日本が指定する利用可能エリアの他に、近鉄や奈良交通等も利用できるカードを交付します。

補助額

年間 5,000 円分（新規の人は 4,500 円分）

対象者

昭和 26 年 4 月 1 日以前の生まれの人

回収

イコカカードを更新する人のみ、現在お渡ししているカードを一時、下記の日程で回収します。

- ▶日時・場所:

- ① 3 月 11 日(火)～19 日(水) / やわらぎ会館 1 階 学習室

- ② 3 月 21 日(金)～25 日(水) / やわらぎ会館 3 階 研修室

※①②ともに土日祝除く 9:00～16:00

※回収は上記日程以降も、通年で役場 1 階福祉介護課 窓口にて行なっています

持参物

- やわらぎの手帳 ●イコカカード

交付

- ▶日時: 4 月 21 日(月)～23 日(水) 9:00～16:00

- ▶場所: やわらぎ会館 3 階 研修室

※上記で手続きができない人は、4 月 24 日(水)以降、役場 1 階福祉介護課 窓口で受付（土日祝を除く）

持参物

【更新の人】

- やわらぎの手帳引換証

【バス・タクシーから変更の人】

- やわらぎの手帳

- 令和 6 年度バスカードもしくはバス定期券またはタクシー優待券

注意事項

※現在の残高が 15,000 円以上の人には、チャージができません（イコカの上限 20,000 円）

※運賃（公共交通機関）以外の買物等のご利用は禁止しています

高齢者が外に出かけ、話し合い、楽しみ、心と体の健康を高めてもらえるよう、公共交通の利用補助を行います。次の「タクシー優待券」・「JR の乗車カード（イコカ）」・「優待乗車バスカード」のいずれかを選択して利用できます。

平成 29 年度から段階的に進めてきた対象年齢の上げは、令和 7 年度で最後となります。

75 歳以上の全員が対象です。



タクシー優待券

町指定の事業者が運行するタクシーの優待券を交付します。

- ▶有効期限: 2 年間

※ただし、翌年度の更新時にタクシー以外を選択した場合、有効期限は 1 年間となり、残りのタクシー券を回収します

補助額

優待券 1 枚 400 円を 36 枚 合計 14,400 円分

- ※乗車 1 回につき乗車料金を上回らない範囲内で複数枚利用可



乗り合いでの利用可

対象者

昭和 26 年 4 月 1 日以前の生まれの人

交付

- ▶日時: 3 月 21 日(金)～25 日(水) 9:00～16:00（土日祝を除く）

- ▶場所: やわらぎ会館 3 階 研修室

※上記で手続きができない人は、3 月 26 日(水)以降、役場 1 階福祉介護課 窓口で受付（土日祝を除く）

持参物

【更新の人】

- やわらぎの手帳

- タクシー優待券

【バス・イコカから変更の人】

- やわらぎの手帳

- 令和 6 年度バスカードもしくはバス定期券またはイコカカード

令和 7 年度「やわらぎの手帳優遇措置」交付の手続き案内

問 福祉介護課（内線 140）